

新型コロナウイルス関連融資等からの借換えや経営改善を考える事業者の皆様へ

福岡県商工部中小企業振興課 作成(令和5年4月1日時点)

福岡県では新型コロナウイルス関連融資等からの借換えや経営改善を考える中小・小規模事業者(個人事業主を含む)の皆さまに対し、福岡県の制度融資「経営改善借換資金」による資金繰り支援を実施します。

福岡県制度融資「経営改善借換資金」による支援

融資対象	次の①～⑤のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画を策定し、その実行と進捗報告を金融機関に行う者 ①セーフティネット保証4号の認定を受けたもの (借換元の保証制度によっては利用できない場合があります) ②セーフティネット保証5号の認定を受けたもの(売上高が15%以上減少しているものに限る) ③セーフティネット保証5号の認定を受けたもの(②に該当する者を除く) ④売上高が前年同期と比較して5%以上減少しているもの ⑤利益率が前年同期と比較して5%以上減少しているもの
融資限度額	1億円(伴走支援型特別保証制度の保証限度額内の額となります。)
資金用途	運転資金・設備資金(新規融資にも使えます。)
融資期間	10年以内(据置5年以内)
融資利率	1.3%
保証料率	①・②0%(事業者負担分(0.2%)を県が負担) ③ 0.2% ④・⑤0.2～1.15%
取扱期間	令和5年1月10日～令和6年3月31日

セーフティネット保証4号

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期比20%以上減少した方が対象となります。

セーフティネット保証5号

対象業種(※)に属する事業を行っており、売上高等が前年同期比5%以上減少した方が対象となります。

※対象業種

全国的に業況の悪化している業種を国が指定しています。対象業種については、中小企業庁のHPをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp>

・手続きの方法

手順1 県制度融資「経営改善借換資金」取扱金融機関にご相談ください。

手順2 ①～③該当者は、市役所・町村役場でセーフティネット保証4号又は5号の認定を受けてください。

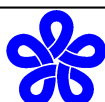
手順3 融資申込書類等を作成し、取扱金融機関に提出してください。

【お問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課 電話 092-643-3424

制度の詳細は、県ホームページからご確認いただけます。

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r5yuushiseidoannnai.html>)



福岡県